

波佐見町事業継続支援給付金制度のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県下全域に特別警戒警報、長崎市内に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者に対し、波佐見町事業継続支援給付金を支給します。

◆給付金制度の概要

給付金の
内容

令和3年1月・2月の特別警戒警報、緊急事態宣言により事業活動に影響を受けた町内の事業所への経済支援のため給付金を交付します。

給付金額

令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）で
・50%以上減少している場合 1事業者 20万円
・20%以上50%未満減少している場合 1事業者 10万円

支給対象者は次の1～5の全ての要件を満たす事業所

1. 次のいずれかに該当する者

- ①県の営業時間短縮要請に応じた飲食店と直接・間接の取引があること。
- ②県内における不要不急の外出・移動自粛による直接的な影響を受けたこと。のいずれかにより、令和3年1月または2月の売上高が対前年比（または対前々年比）で、20%以上減少していること。

2. 令和3年2月1日を基準日とし、法人の場合は本社住所地が、個人事業主（農業者を含む）の場合は住所が町内にいること。

3. 営業時間短縮要請協力金を受給していないこと。

4. 町税等の滞納がないこと。

5. 国に準じ、次のいずれかに該当する事業所でないこと。

- ・法人税法別表第一に規定する公共法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・上記の他、給付金の趣旨・目的に照らし適当でないと知事・町長が判断する者

※開業から1年を満たない事業所については、開業後の売上額の推移を確認し判断する。

※町税等とは、町県民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険料の町が債権を有するもの。

申請期間

令和3年3月25日（木）～令和3年6月30日（水）

申請場所
申請方法

【窓口申請】波佐見町役場 商工観光課（農業者の方は農林課）

【郵送申請】〒859-3791

波佐見町宿郷660番地

波佐見町役場 商工観光課

◆申請に必要な書類（波佐見町指定様式）

- ①提出書類チェックシート ②波佐見町事業継続支援給付金支給申請書（様式1）
- ③該当要件申告書（様式2） ④売上高比較表（様式3） ⑤誓約書（様式4）

◇添付書類

- ①直近の確定申告書（写し）②売上高比較表の記載事項が確認できる帳簿等（写し）
- ③振込先口座の通帳（写し）④本人を確認できるもの（写し）※個人事業主のみ

【お問い合わせ先】 波佐見町役場 商工観光課（農業者の方は農林課）

Tel 代表 85-2111 直通 85-2162（商工観光課） / 2980（農林課）